

確定申告

=申告は、正しくお早めに=

2.18日(月) ▶ 3.15日(金)

(午前9時から午後4時)

※土曜日・日曜日は除く

ご不明な点など、
お気軽にお問い合わせください。

▶ 豊橋税務署
☎(0532)52局6201
▶ 税務課
☎23局3509
FAX 23局0180

所得税

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる
国の税金です。

《確定申告が必要な方》

- 1 事業所得や不動産所得のあった方、公的年金等の収入金額が400万円を超えた方、公的年金等の収入金額が400万円以内、かつ、その他の所得が20万円を超えた方、土地や建物を売った方、源泉徴収有りの特定口座以外で株式等を譲渡し利益があった方などのうち、平成24年中の所得が所得控除の合計額を超えた方
- 2 サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超えた方、2か所以上から給与を受けた方、給与所得以外の所得が20万円を超えた方

《確定申告に必要なもの》

- 1 印鑑（新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印）
- 2 申告書
- 3 控除証明書（社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）
- 4 源泉徴収票（金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて）
- 5 収支内訳書（営業・農業・不動産、その他の事業収入がある方のみ。平成23年分収支内訳書の控え、平成25年度分償却資産申告書の控えも併せて持参）
- 6 固定資産税課税明細書（農業・営業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。平成24年5月に送付済み）
- 7 医療費の領収書と、保険などで補てんされた金額がわかるもの（医療費控除を受ける方のみ）
- 8 上場株式配当等の支払通知書または特定口座年間取引報告書
- 9 本人名義の口座番号がわかるもの（通帳など）

《申告すると税金が戻る場合》

次のような場合には、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることで還付を受けることができます。

- 1 サラリーマンの方で、年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合
- 2 医療費を多く支払った場合（医療費控除）
- 3 マイホームを住宅ローンなどの借入で取得した場合（住宅借入金等特別控除）
- 4 災害や盗難に遭った場合（雑損控除）
- 5 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった場合



《申告書は自分で記入を》

申告書の記入は難しいものではありません。ご自身の税を理解するためにも、ぜひ自分で書いてみましょう。申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からも作成できます。また、e-Taxによる電子申告もご利用いただけます。

《平成24年分からの主な改正》

- 生命保険料控除の改正
平成24年1月1日以後に締結した保険契約などに係る保険料と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る保険料では、生命保険料控除の取り扱いが異なります。

● 生命保険料控除の概要

【最高12万円】

【新契約】	新生命保険料控除 (最高4万円) (遺族保障等)	介護医療保険料控除 (最高4万円) (介護保障、医療保障)	新個人年金保険料控除 (最高4万円) (老後保障)
	新契約と旧契約の双方について 控除の適用を受ける場合は合計で最高4万円		
【旧契約】	旧生命保険料控除 (最高5万円) (遺族保障、介護保障、医療保障等)	旧個人年金保険料控除 (最高5万円) (老後保障)	

《休日における確定申告の受付》

豊橋税務署では、申告期間中の休日（2日間）に確定申告の相談・申告書の受付を行います。

- 日時 2月24日（日）・3月3日（日） 午前9時～午後5時（混雑などの状況により受付終了時刻が早まる場合があります）
- 場所 豊橋税務署（豊橋合同庁舎内）

※詳しくはお問い合わせください。

▼ 豊橋税務署

☎(0532)52局6201